

金銭債権に係る訴えの提起の専決処分について

金銭債権に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容
1	金銭債権の名称	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金返還金（平成23年度交付分～平成25年度交付分）
	金銭債権の概要	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付時の交付条件に反したために行った同補助金返還命令の不履行
	相手方	
	金銭債権の金額	280,000円
	訴えの種類	民事訴訟法第368条の規定による少額訴訟
	専決年月日	令和4年11月15日 地方自治法第180条第1項